

令和2年度

第1回越谷市景観評価委員会会議録

令和2年10月22日

越谷市中央市民会館4階

第13・14会議室

越谷市都市計画課

令和2年10月22日

令和2年度第1回 越谷市景観評価委員会議事日程

1. 部長挨拶（都市整備部長）
2. 開会
3. 会議録署名委員の指名
4. 議事
  - 第1号議案 令和2年度こしがや景観資源の登録について
5. 報告
  - 報告事項1 越谷市景観計画施行状況について
  - 報告事項2 越谷市屋外広告物条例一部改正の内容報告
  - 報告事項3 屋外広告物許可件数について
  - 報告事項4 違反広告物撤去活動について
6. 閉会

出席委員

會長 岡田智秀  
委員 藤波祐子  
委員 鈴木照子  
委員 田邊学  
委員 深堀清隆

欠席委員

會長職務代理者 大沢昌玄  
委員 進藤秀子

市長部局

都市整備部長

林 実

都市整備部副部長（兼）都市計画課長

田中祐行

都市計画課主幹

木下雅之

都市計画課主任

福田奈津

都市計画課技師

大熊美保

都市整備部副参事（兼）建築住宅課長

平光啓造

建築住宅課副課長

高森良浩

建築住宅課主幹

阿部健太郎

建築住宅課主任

鷺谷迪嵩

事務局

都 市 計 画 課 西 村 健 也  
調 整 幹

都 市 計 画 課 主 幹 佐 田 健

## ◎資料確認

**事務局** 会議に先立ちまして、お配りいたしました資料の確認をさせていただきます。

まず、会議資料としまして、本日の次第、資料1「第1号議案 令和2年度こしがや景観資源の登録について」、資料1-1「こしがや景観資源登録要領」、資料1-2「こしがや景観資源登録に係る手続フロー」、資料1-3「こしがや景観資源登録応募位置図（令和2年度）」、資料1-4「こしがや景観資源応募写真（令和2年度）」、資料1-5「こしがや景観資源登録応募一覧（令和2年度）」、続いて、参考資料1-1「こしがや景観資源募集ポスター」、参考資料1-2「こしがや景観資源候補登録応募用紙」、続きまして、資料2「越谷市景観計画施行状況」、資料3「越谷市屋外広告物条例一部改正の内容報告について」、資料4「屋外広告物許可件数について」、資料5「違反広告物撤去活動について」、「越谷市景観評価委員会委員名簿」になります。

さらに、本日お席のほうに配付させていただいている資料になります。まず、第1号議案令和2年度こしがや景観資源の登録についてのスライド資料、続いて、令和2年度報告事項1、越谷市景観計画施行状況についてのスライド資料、報告事項2、越谷市屋外広告物条例改正についてのスライド資料、報告事項3、屋外広告物許可件数についてのスライド資料、報告事項4、違反広告物撤去活動についてのスライド資料になります。

以上、多数になりますが、不足の資料はございませんでしょうか。

---

## ◎部長挨拶

**事務局** それでは、開会に先立ちまして、越谷市都市整備部の林部長よりご挨拶申し上げます。

**都市整備部長** 改めまして、皆様こんにちは。都市整備部長の林と申します。

ご多忙の中、令和2年度第1回越谷市景観評価委員会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日は、次第にありますとおり、議事1件、報告事項4件を上程させていただいております。議題の内容としましては、こしがや景観資源の本年度分の登録についてご審議いただきたいと存じます。

どうか委員の皆様には忌憚のないご意見をお聞かせいただきまして、本市の良好な景観形成のためにお力添えをいただきたいと存じます。

簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い

申し上げます。

---

## ◎会議成立の報告

事務局 続きまして、本日の出席状況でございます。

大沢委員、進藤委員が所用のため欠席されております。

なお、越谷市景観条例第37条第2項の規定により、委員の半数以上、5名の出席でございますので、本委員会の会議は成立していることをご報告いたします。

---

## ◎傍聴者・報道関係者の対応

事務局 次に、会議の傍聴についてでございますが、本日の委員会は、越谷市景観条例施行規則第32条第2項の規定に基づきまして、会議を公開とし、傍聴者を10名として、所定の方法で会議開催の事前公表を行いましたところ、本日は傍聴者、報道関係者がおりませんでしたので、ここで報告いたします。

---

## ◎議長の決定

事務局 それでは、これより令和2年度第1回景観評価委員会の議事へと移らせていただきます。

議長は、越谷市景観条例第36条第2項の規定に基づき、会長が議長となります。

それでは、議長に議事進行をお願いいたします。

---

## ◎開会

議長 皆様、こんにちは。本日は、平日の午後ということで、お忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

本委員会は第1回ということですが、年に1回なので、第2回はよほどのことがない限りないわけで、皆様とは1年に1回、この時期にお会いするということになります。昨年、委員が約半数交代ということで、新しい委員をお迎えして、本日に至っております。

この1年を振り返ると、本当にいろいろなことがあったなど。今日も久しぶりに私は庁舎のところに来ましたら、昨年は全く目にすることがなかった新庁舎がほぼ完成に近い形で建ち上がっているということで、非常にうれしく思います。

翻って、1年前はまさか新型コロナウイルス感染症は予想だにできなかったわけですがけれども、

この1年でこのような非常事態を迎えるということで、1年というのは短いようでいろいろなことがあるなどということをつくづく考えさせられております。

本委員会は、おかげさまで、このように皆様と1年に1回ながらも対面式で審議に当たれるということをお大変うれしく思っているところでございます。

さて、本日の議事は第1号議案ということで、こしがや景観資源の登録についてという議事がございます。

これは、スタートして約3年足らずということで、まだまだ産声を上げたばかりの制度でございます。その年、その年、寄せられた案件を都度この場で確認させていただきながら、選定のあり方を検討するというところで、つまりは確固たる評価基準がまだまだ決まってない、走りながら考える状態でございます。ただ、この登録制度は非常に本市の取組としてはよろしい取組だと私自身考えておりますので、ぜひこの制度の成熟に向けて、本日も皆様から様々な意見をお寄せいただきまして、円滑な議事の進行に当たってまいりたいと考えております。

本日はひとつよろしく願いいたします。

---

## ◎会議録署名委員の指名

議長 初めに、会議録署名委員の指名をさせていただきたいと思っております。

会議録署名委員には、越谷市景観評価委員会運営規程第4条第2項の規定に基づきまして、藤波委員をお願いしたいと思っております。本日はどうぞよろしく願いいたします。

藤波委員 承知いたしました。

---

## ◎第1号議案

議長 それでは、議事に入ります。

本日の次第に基づき、第1号議案「令和2年度こしがや景観資源の登録について」を議題といたします。

なお、議案の朗読後に都市計画課より案件の説明をいただきまして、その後、質疑、意見、採決の並びで進めてまいりたいと思っております。

それでは、まず議案の朗読、説明をお願いいたします。

事務局 それでは、資料1をご覧くださいと存じます。

朗読いたします。

第1号議案「令和2年度こしがや景観資源の登録について」、越谷市景観条例（平成25年条

例第17号) 第33条第1項第5号の規定により諮問する。

令和2年10月1日、越谷市長、高橋努。

諮問理由、越谷市景観条例第33条第1項第5号の規定により、こしがや景観資源の登録に関し、景観評価委員会が評価し、及び調査審議するため。

以上でございます。

**議長** ありがとうございます。

続きまして、説明をお願いいたします。

**都市計画課主幹** それでは、議事の第1号議案「令和2年度こしがや景観資源の登録について」の概要を説明させていただきます。

こしがや景観資源の登録につきましては、越谷市景観条例や景観計画に基づきまして、地域の良好な景観の形成に重要な役割を果たしている建築物やすぐれた眺望を有する地点などをこしがや景観資源と定義し、市民の皆様からの応募により登録を進め、周知することで、越谷らしい景観の保全活用を図るものでございます。

景観資源の登録につきましては、平成30年度から開始しまして、昨年までの2か年で約60件を登録させていただいたところでございます。

本日は、令和2年度としまして、市民の皆様のご協力により応募いただきました21件の候補資源につきまして事務局から説明させていただきまして、登録(案)に対して、調査審議いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

詳細につきましては担当からご説明させていただきます。

**都市計画課技師** 都市計画課の大熊と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、お手元のパワーポイントの資料、「第1号議案 令和2年度こしがや景観資源の登録について」をご用意お願いします。

恐れ入りますが、着座にて説明させていただきます。

スライド2の目次をご覧ください。

1つ目に、景観資源の概要について、2つ目に、今年度、令和2年度の候補資源についてのご説明をさせていただきます。

こしがや景観資源の概要につきましては、昨年と同様の内容となりますので、簡単な説明とさせていただきます。

お手元の資料1-1 こしがや景観資源登録要領を併せてご覧ください。

登録要領の1. 趣旨にありますとおり、景観資源の登録は、「越谷市景観条例第25条第1項



の規定に基づき、市民及び事業者へ景観に対する意識の醸成を図り、良好な景観の保全及び活用を推進する」ことを目的としております。

続きまして、要領の2. 登録対象につきましては、市民の皆様にとって、シンボルとなる資源だけでなく、地域で身近な資源も幅広く対象とし、新たな資源の発掘に努めていきたいと考えており、3つの対象がございます。

1つ目は、「地域で身近な景観を構成している要素」を対象としております。例としては、神社など歴史的建築物、しらこぼと橋などの工作物などがございます。

2つ目は、「地域で身近な眺め」を対象としております。例としては、越谷ならではの河川風景や田園風景などの自然的景観やレイクタウンの街並み景観でございます。

3つ目は、「地域で身近な眺めが得られる場所」、視点場、眺望点を対象としております。例としてはリユースの展望台や高台からの眺めなどがございます。

続きまして、要領の3. 登録基準につきましては、4つございまして、特に越谷らしい良好な景観の形成に資するもので、全ての基準を満たす必要がございます。

1つ目は、「道路その他の公共の場所から見るができること」としてしております。登録された景観資源につきましては、市民の皆様にご覧いただく必要があるため、誰でも見ることのできる場所であるように基準を設けています。

2つ目は、「景観資源の所有者の承諾が得られ、継続的に資源の保全が見込まれること」としてしております。

3つ目は、「大切にしたい、後世に残したい越谷の景観を感じさせること」としてしております。具体的には、市民にとって身近で愛着のあるもの、越谷の誇りやシンボルとなっているものなどが考えられます。

最後に4つ目、「地域の景観形成に良好な影響を与えていること」としてしております。具体的には、川や緑などの自然環境や街並みなどの住環境と調和が図れているものなどが考えられます。

候補資源については、良好な景観が形成されているかをこれらの基準を基に審査し、登録を進めていきます。

次に、登録の流れの説明をいたします。

お手元の資料1-2「こしがや景観資源登録に係る手続フロー」を併せてご覧ください。

候補資源は時期を問わず、受け付けておりますが、7月末を基準として年度を区切っており、一連の流れとしては表示のとおりとなります。

① 2月に広報やホームページへの掲載、ポスター掲示等により、市民の方々へ景観資源募集の周知を行います。

② 7月末に年度受付を締め切ります。その後、現地確認や土地所有者の承諾及び関係機関との調整などを行い、基準に基づき、登録（案）の抽出・選定を行います。

③ 景観評価委員会——本日行わせていただいている会議でございますが、委員会での意見を踏まえ、景観資源の登録を行っていきます。

④ 登録された景観資源については、公表し、広く周知を図っていきます。

こしがや景観資源の登録は、平成30年度より開始しましたが、過去2年の登録件数は60件となっております。

登録対象の「（1）地域で身近な景観を構成している要素」については、幾つかの種類がございますので、カテゴリーに分類し、登録しております。

それでは、今までに登録された資源を幾つかご紹介させていただきます。

（1）地域に身近な景観を構成している要素です。

写真左下の文字は、左側から、カテゴリー名称、分類ナンバー、登録名称を表示しております。また、登録名称は、原則として、資源の場所と対象物を示しております。葛西用水や元荒川沿いの並木道、花田苑の竹林、香取神社の鳥居、旧日光街道沿いのはかり屋、越谷花火大会などが登録されております。

続きまして、（2）地域で身近な眺め（眺望）では、中島の白さぎ生息地、元荒川の川岸とネギ畑、新方川沿いの桜並木と歩道などが登録されております。

登録対象（3）眺めが得られる場所（視点場）といたしましては、リユース展望台からの眺め、レイクタウンからの眺め、大間野歩道橋からの眺めなどが登録されております。特にリユースとレイクタウンからの眺めは多くのご応募をいただいております。

続きまして、景観評価委員会の役割になります。

景観資源の登録につきましては、越谷市景観条例や景観計画に基づき、景観評価委員会の意見を踏まえ、登録を行っております。

登録（案）の抽出・選定については、市で進めてまいります。委員の皆様には専門的及び市民の立場から登録に対するご意見をお願いいたします。

平成30年度の評価委員会答申では、「資源の内容が重複する場合、対象物や時期などといった応募者の意思を尊重しながら、資源の取扱いを十分検討すること」とのご意見をいただきました。その意見を踏まえ、令和元年度には、表示のとおり、同じ場所で同じ対象物については、

同一の資源として登録、同じ場所で異なる対象物については、別の資源として新規登録することと整理させていただきました。

同一の資源として複数の写真を登録する場合の例といたしましては、上段、リユース展望台からの眺め（こしがや田んぼアート）、下段がこいのぼりフェスタといったものになっております。

別の資源とする場合は、上段の久伊豆神社内には様々な景観要素があるため、多くの対象物があります。藤、境内、参道といった分類で別の資源として登録を行っております。また、下段は花田苑になりますが、池の睡蓮、竹林として別々の資源として登録しております。

登録後の公表については、登録資源の保全・活用のため、市ホームページでの公開、協働フェスタなどイベントでの周知、また都市計画課の窓口で景観資源写真をパウチしたものをファイルに閉じて閲覧をさせていただいております。

続きまして、「2. 令和2年度候補資源について」説明させていただきます。

お手元の参考資料1-1をご覧ください。令和2年度の景観資源の募集のポスターでございます。

昨年の景観評価委員会の答申にて、地域の個性を生かしたテーマを掲げてはどうかとの意見をいただきまして、「緑豊かで快適な 街並み景観」というテーマを設け、ポスターも街並みを意識した写真といたしました。

続きまして、お手元の参考資料1-2をご覧ください。白黒のA4のものになっております。

応募用紙につきましては、書き方が分からないという意見を応募者からいただくことがあったため、記入例を作成しました。また、裏面には添付書類で必要な写真・地図の例も追加しております。

周知としては、年度当初に開催される小中学校長会にて、景観資源の取組があることをお知らせさせていただき、また、市ツイッターでの募集周知を行いました。

続いて、資料1-3「こしがや景観資源登録・応募位置図（令和2年度）」を併せてご覧ください。令和2年度の候補資源になります。

お手元の資料ですと番号で振らせていただいている地図になっております。北部と西部の応募が少ない印象となります。

応募数については、個人の方8名からご応募いただきました。今年度はコロナウイルスの影響で応募件数としては減少したものの、応募人数としては8名と例年どおりで、さらに今回は初めてメールでの応募も2件ございました。

続きまして、お手元の資料1-4、「こしがや景観資源応募写真（令和2年度）」及びA3の資料1-5「こしがや景観資源登録応募一覧（令和2年度）」を併せてご覧ください。

資料1-4の写真については応募順になっており、パワーポイント資料は登録対象ごとの表示になっております。

資料1-5につきましては、応募を一覧にまとめたもので、左側から、管理及び年度番号、名称などを記載しております。パワーポイント写真左上に資料1-5における年度番号を記載しておりますので、こちらを参考にご覧いただければと思います。また、番号の横の青丸に白プラスのマークは、既に景観資源の登録があるなど、写真の追加のみになります。

では、（1）地域で身近な景観を構成している要素でございます。梅林公園の応募が2件、こちらは場所や対象を同様とみなし、登録としては1件として考えています。

続いて、2-8、こしがやイルミレイクになります。

下段は3枚とも県民健康福祉村になりまして、左側から修景池、冒険広場、桜と、対象が異なることから、1件ずつの登録とする予定です。

続いて、スライド20になります。

R2-3の桜並木とR2-21の久伊豆神社の藤の写真は既に登録があるため、写真のみの追加登録を考えております。

R2-14の葛西用水の夜景については、新規の登録になります。こちらはメールでいただいた応募写真で、匿名の応募になっております。日中だとこのような、今スライドの右上に映っているような場所になっております。

また、下段のR2-4久伊豆神社の紅葉については、写真が近過ぎるため、少し引いた写真の差替えを考えております。場所等は応募者様に聞いてご了承は得ております。現地確認しに行ったときはまだ紅葉しておりませんでしたので、時期を見て、事務局にて撮影をする予定でございます。

右下のR2-20、こちらは流通団地橋になりまして、工作物として初めてご応募をいただいたもので、新規の登録となります。

続いて、スライド21になります。（2）地域で身近な眺め（眺望）になります。

R-2の中島の白さぎ生息地につきましては、現在、中川の河川改修の予定箇所であるため、江戸川河川事務所と調整中となっております。

R2-6は、新方川沿いの遊歩道になりまして、こちらは応募者の意図としては、工事中ということで撮っていただいたようなのですが、継続的な資源を募集していることから、公表時

は完成後の写真の登録の差替えを考えております。こちらも応募者様にはご了承いただいております。

R 2-13、こちらメールでいただいた資源として、しらこぼと橋から撮っていただいた資源となっております。

続いて、R 2-16から17、18、19と、複数のめがね橋の写真のご応募をいただきました。橋のアーチと水面に映る橋とが合わさった姿がめがねのように見えることを鑑み、眺望へと分類しています。

なお、R 2-19と先ほどのR-20は同じ橋になっています。17と19は別の場所の写真になります。

次に、(3)眺めが得られる場所(視点場)になります。

こちらの両写真は既に登録資源として登録されており、3-1レイクタウンからの眺め(富士山)、1-3リユース展望台からの眺め(田んぼアート)に、写真のみの追加で考えております。

以上、今年度の景観資源をまとめた結果、21件中、登録(案)が20件と考えております。

なお、うち5件が写真登録のみと考えており、新規登録件数(案)は15件になります。

また、1件の調査中については、先ほどご紹介いたしましたR 2-2の中島の白さぎ生息地になります。

登録された資源の公表について説明させていただきます。

平成30年度の答申において、「資源の公表については、市民にとって分かりやすい方法を検討すること。特に、カテゴリーごとに整理し、公開名称は、場所とともに資源の内容が伝わるよう表記すること」とご意見をいただきました。

登録した資源については、表示のようにカテゴリー、名称、所在地、撮影場所の地図、時期などを公表しております。お手元の資料1-5の表で一覧表の項目にマークで示したものが公表を予定する内容となっております。

最後に、令和3年度の景観資源のテーマについてでございます。

スライドの25になります。

昨年のご意見を受け、今年度より事務局にてテーマを設けました。街並みの写真が少ないので、「緑豊かで快適な 街並み景観」ということでテーマを設定いたしましたが、今年度はテーマに沿ったご応募は得られませんでした。原因としては、市民の方に伝わりづらいテーマ、表現だったのかと考えられます。

来年度のテーマ候補としては、「懐かしさの残る景観」「日常生活にある景観」「季節を感じる越谷の景観」「地域の催し・活動」などを考えております。こちらについても、委員の皆様からご意見をいただけると幸いです。

以上、本景観評価委員会においてお伺いしたい内容といたしましては、①登録基準に基づく登録（案）の是非について、②その他、資料1－5応募一覧にごございます公開名称（案）やテーマ等についてになります。

答申後は、地域の身近な景観資源の登録を進め、幅広く市民へ周知することで、景観資源の保全・活用につなげていきます。景観資源の登録により、景観に対する意識の醸成を図り、さらなる身近な景観まちづくりを推進していきます。

説明は以上です。ありがとうございました。

---

## ◎議案に対する質疑・意見

**議長** どうもありがとうございました。

それでは、その後は質疑、意見、採決の順番で進めてまいりたいと思います。

まず、先だって、私のほうから確認をさせていただきたいと思いますが、今最後のほうでご説明のあったテーマ候補は4点ほど上がってしまっていて、これは何か一つに絞るという意味ですか、それとも4テーマで進めていくという提案ですか。

**都市計画課技師** 例として挙げさせていただいたので、この中で決めていただくわけではなく、もっとこうしたほうがいいんじゃないとか、こういうのがありますよとか、そういうアドバイスをいただければという意図になっております。

**議長** 4つを今回掲示するということですか、令和3年度のテーマとしては、それとも4つの中から1つを絞るということでしょうか。

**都市計画課主幹** 都市計画課から説明させていただきます。

今年度は、先ほどご案内させていただいたとおり、ポスターに掲げられている一つのテーマとして整理させていただいています。来年度も引き続き同様の形で1件のテーマに絞って応募をかけたいとは思っておりますが、今現在事務局の案として4つございまして、最終的には評価委員会からの意見、アドバイスを踏まえまして、事務局のほうで検討を進めていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

**議長** 分かりました。そうするとこの4点と、何かプラスアルファであればそういうものも追加しつつ、4点の中であれば、この文言の内容でいかどうかというようなことを問うていく

というような形でいいですね。

**都市計画課主幹** はい、お願いします。

**議長** 分かりました。ありがとうございます。

あとR2-19の橋梁ですけれども、これはR2-20と同じものという解説がありましたけれども、応募者も同じという理解でよろしいですか。

**都市計画課主幹** はい、そうです。めがね橋の一連の応募につきましては、同様の方からいただいております、20番も同様の方からいただいているものになります。

**議長** 分かりました。アングルが違うということですね。

**都市計画課主幹** そうです。

**議長** あとR2-4については撮り直しということで、この場合は応募者の許諾が必要かどうかという規約や定めがありましたか。

**都市計画課主幹** 特にそういった細かい規定はないのですが、まず応募者の意図や趣旨、理由を尊重しながら登録は進めていきたいと考えております。実際こういった紅葉のアップの状況が景観としてふさわしいかどうかということも事務局としてございましたので、少し引いた形を景観要素の一つとして捉えまして、応募者本人にその旨伝えて了解は得られているので、今後事務局のほうから撮影させていただくものを改めて確認させていただきながら登録を進めたいと考えております。

**議長** 分かりました。事前の準備、ありがとうございました。

ということで、本年度は21件の応募ということで、今ご説明のあった写真等が寄せられました。これらについて、まず共通認識を高めるという意味で質問いただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

**〇〇委員** まず、質問からということで、後から別のアングルで写真が出てきた場合には写真追加という形になる、これは非常にいいなと思って、一つの対象に対して、時を変えて、いろいろな状況を変えて景観資源が集まっていく、これはすごくいいなと思っているのですが、ちょっとさっきのフォーマットで分かりにくかったのは、一つの対象の名前はどのような、場所の名前でやっているのか、構造物の名前でやっているのかが、フォーマット等で、あと一覧表でも分かりにくいなと思いました。名称のところというのは結構レイクタウンのダイヤモンド富士というふうはその状況の名前で入っているのですが、例えばレイクタウンのこの場所からの風景という、何か共通の対象名が決まっていて、そこに別の方から次々とする写真が追加されていって、その方が上げているタイトルみたいなものも記録されていくということでもよろしい

のでしょうか。元の対象名はどういうコンセプトで決めているかですね。

**議長** 事務局、お願いいたします。

**都市計画課主幹** 対象名は、なるべく市民に分かりやすく周知するために、まず、景観の要素が何かということを示させていただきまして、あとは場所がどこかというのをお伝えしたいので、その2つの要点を考えながら名称のほうは整理させていただいています。

実際、登録の分類が3つございまして、登録の要素があるものは例えば樹木だったら、そういうもののイメージの中で認識できるような形で、あとは括弧書きで、例えばその場所がどこの川です、緑道ですとか、そういうものの場所も分かりやすいように名称の整理はさせていただいております。

3番目の眺望（視点場）に関しては、どこの場所からどういう眺めがあるという視点で、例えばレイクタウンからの眺めとか、リユースからの眺めということで、その基点から描けられる、景観、景色、風景についての眺めということで整理させていただいています。

**〇〇委員** こちらが公表のフォーマットだと思うのですが、名称と書いてある葛西用水（浮草）が共通の対象名になっていて、応募者の方が書いてくださった状況のタイトルですとか、そういうものがちょっとここでは見えないですけども、せっかくそういうテーマという写真を送っていただいたので、どこかで入っているとちょっといいかなというのもあります。

名称のところは多分市役所のほうで今ご説明があった方向で書いてあると思うのですがけれども、あともう一つ、応募者の方の意図ということを少し公表に反映させるという点では、めがね橋の話がありましたけれども、あの方は同一の方ですよ。ですから、あれは越谷市にこういうめがね橋群というのがあるというメッセージがちょっと感じられるんですよ。ということは、どこかに、別のフォーマットに場所が変わっていると多分違う対象になっていると思うのですがけれども、こことこことここと、越谷市にはこんなめがね橋がセットでありますよという、応募者の方のメッセージを公表に入れていただくといいのではないかなと思いました。

**議長** ごもっともなご意見だと思いますけれども、いかがでしょうか。

**都市計画課主幹** ありがとうございます。

委員さんがおっしゃるとおり、応募者の意図というのは、実際、応募に当たって何かしら愛着があったり、思いがある上で応募をいただいているものが多くございますので、当然応募者の意思を尊重しながら、また、その意図が伝わるような名称のほうは引き続き検討させていただきたいと思います。

めがね橋の件につきましては、今回同様のそういっためがね橋群というお話をいただきまし



たが、地図上、こういった形で資料はまとめておりまして、今ご覧のとおり場所から様々なめがね橋がございますということで、公表に当たって参考にしながら進めていければと思います。

以上となります。

**議長** ありがとうございます。

関連して、24枚目のスライドの登録後の公表の名称ですけれども、今、葛西用水（浮草）ということで、括弧内の具体的なテーマがここに入ってきているのですけれども、写真を葛西用水に関連するものを追加していく上で、浮草の話からいろいろ拡張していくようなことも考えられてくると思うのです。そうであれば、浮草というような具体的なものは応募理由みたいなところのほうに格下げするというか、主タイトルのところには書かないほうが拡張性が高いかなと、つまりそれによって葛西用水一つ取り上げたときにも風景としての多様性が演出できるような気がするのですが、どうしますか。

**都市計画課主幹** 会長がおっしゃるとおりで、今回こういう形で2年間の60件の登録した資源を整理するに当たって、どういう形でカテゴリー分けするとか、そういうものに結構担当者としては苦勞がありまして、なるべく先生がおっしゃるとおり、幅広の名称でくくりをつけながら、その場所でいろいろな風景や景色がありますということで、写真の追加をするという考え方も一つかなと思います。

意見をいただきましたので、今後内容の整理につきましては検討させていただければと思います。

**議長** ありがとうございます。まだ初動期のころのフォーマットだから、その年に出てきた最初のものでぼんとメインテーマが書けたのですけれども、多分、これは年を重ねるごとにいろいろなバリエーションが出てくるので、先ほどの〇〇委員のご意見を受けて、私もそんな気もいたしました。ということで、ご検討をお願いいたします。ありがとうございます。

その他質問等いかがでしょうか。

**〇〇委員** 私もこのフォーマットについてですけれども、これは越谷市の景観計画に基づく施策ではあるので、景観区域の、あるいは軸とか拠点名の記載というのは必要であるとは思っているものの、多分応募者も含めて、このフォーマットをご覧になった方々がどういう意図のある地域なのかとか、どういう景観をここで形成していくつもりがあるのかということとはなかなか読み取れないと思うのですね。こういう記載をするからには少し分かりやすく、こういう地域です、こういうことを目指していますというようなことが、例えば今窓口に置いていただいているフ

ファイルの冒頭であって、ここはこういう地域なんだなということが、閲覧された方、あるいは応募された方にも分かるように整理されてはいかかかなと思いました。

**都市計画課主幹** ありがとうございます。

確かに、このファイルだけ見たときに、用語とか定義とか位置づけが正直伝わりづらい部分がありますので、こしがや景観資源のホームページの冒頭に、景観方針図を示して、定義づけがどういうふうになっているかとか、そういうものを念頭に添えながら、公表の整理は進めていきたいと考えております。

**議長** ご検討をよろしくお願いたします。

その他いかがでしょうか。

私からちょっと1点、細かいところなのですが、先ほどのめがね橋のところの橋上から撮っているものがありましたけれども、レンガ素材を使っているやつで、R2-20ですね。これはレンガを用いているということで、何か歴史的に価値のあるものを移設して保存しているというようなものになるのですか。

**都市計画課主幹** 当該地の橋につきましては、葛西用水の整備に伴いまして昭和63年に整備したことになります。確かに見た目、特徴的な施工となっておりますが、地域のゆかりとか、言葉のあるものではございません。

**議長** ということで、これ、R2-20と19というのを同時に掲載するかどうかということもここで検討すればいいのでしょうか。

今話を聞くと、さして2-20は歴史的な価値があるような話でもないということなので、むしろ先ほど〇〇委員がおっしゃっていたように、めがね橋としての一連のシリーズというようなくりだと周辺の風景も入ってくるし、ましてや水郷越谷という景観計画の名前の中で、水面に写し出される円形というものがここでは表現されているので、越谷らしいと言えば、そういう意味では非常にありかなと思うのですけれども、逆に2-20だけでいくと、ちょっとオブジェ志向というか、どこまで景観資源としての価値があるかということがなかなか判断しにくいなという印象を持ちました。

この辺は土木景観に詳しい〇〇委員にコメントを、どう思いますか。

**〇〇委員** そうですね、歴史的な土木遺産とかそういうようなカテゴリーとして何か表現するのであれば、ちょっとこれは対象とはずれてくるので、あくまでモニュメンタルな感じのものに目を引かれる、そういう場所もあるという意味で、前提理由が公表される状況の中で分類されていくといいのかなという感じがします。景観資源の中にも歴史的なちゃんと根っこがある

ようなものという区分と、それから、市民が愛着を感じるような目を留めるものがあり、いい写真だなと思っているということも、捨てがたい、そういうメッセージだと思うので、そこは誤解を生まないように、越谷というまちのことを理解していく、景観を啓発しながら共有していくものなので、中にはこれを、形を見て、結構歴史的なものなのかなと誤解をすると、ちょっと趣旨がずれてきてしまうので、ちゃんと分かるような、会長がおっしゃるような整理の仕方、分け方が必要なのかなと私も思いました。

**議長** 掲載の是非については何か思いはありますか。

**〇〇委員** 候補とした理由というところに応募者の方は何と書かれているのでしょうか。

**都市計画課主幹** 先ほど説明させていただいたとおり、めがね橋群については、同じ方から応募いただいており、こちらの20番も同様にめがね橋という理由で応募をいただいておまして、市のほうで整理するに当たって、めがね橋という一つの考え方の中に、橋のアーチ型の部分と水面に照らされているのが反射されて一連のめがねになったというふうな考えの中で整理をしております。そのため、前の番号が振られている、16番から20番までが応募者の意図としてはめがね橋というくくりで応募はいただいているのですが、市のほうの事務局の考えの中で、水面に照らされていないことで、めがねの輪っかができてないというような考えもございまして、実際、19番までの水面と一体となった風景、景色をめがね橋と考えております。

そのため、水面との一体性がない20番に関しては、流通団地の欄干という形で今回は整理させていただいたところでして、実際、会長も含めまして、表記の仕方とか、例えば19番の一連の資源の中の写真に追加するとか、そういう方法は幾らかあると思いますので、改めて検討させていただきたいと思います。

**〇〇委員** 結局、やはりめがね橋の一つに入っているということで、一つ一つに何か応募者の方がエピソード性を与えているわけではないということですよ。それならば、ここは1件独立して景観資源として扱うよりも、今おっしゃったような水面との関わりだとかを踏まえて、応募者の方へ、ちょっと趣旨とずれるということをご説明の上、ほかのものを登録するということもあるかなというふうに思います。

**議長** ありがとうございます。

関連して、どなたかご意見等ございますでしょうか、めがね橋関連で。

ちょっと景観の怖いところは、眼鏡に見えるからということで評価し始めると、例えばある建物が人の顔に見えるとか、景観とはまたピントがずれていく方向に評価の視点が出てきってしまうと、誤解が誤解を生み始めて收拾がつかなくなるというような心配もあったものですか

ら、そういう意味であれば、水面の円形によって、もともとめがね橋という名称自体はあるわけなので、長崎なんかにもありますけれども、だから水面との関係というような越谷らしい景観的特徴をここでは拾い上げるということで、できればR 2-20というのは、同じ構造物で水面との関係が強調されているもののほうを採用させていただくというようなことで考えたいと思いますけれども、委員の皆様いかがでしょうか。

よろしいですか。

ということで、では事務局の方々はR 2-20はこちらのほうに追加するというので、水面のほうを採用するというのでお願いいただけますでしょうか。

**都市計画課主幹** そうですね、本日こういった意見をいただきましたので、そういった方向性で整理は進めていきたいと思えます。

**議長** よろしくお願ひいたします。

その他、だんだん質問を重ねていくと意見にも踏み込んでいくことになるので、もうこの時点では質問、ご意見どちらでも結構だと思いますので、委員の皆様からお寄せいただきたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

**〇〇委員** テーマのことについてはすけれども、今回は街並み景観ですか、それでそういうテーマが確かに入ってないなと思って見ていたのですけれども、テーマに関しては、私はやはり1年ごとにテーマを募っているというのは、これはさっきも一つの対象物に対して時間を経て、いろいろ写真が増えていくのはいいなと思えます。逆を言いますと、その年ならではのテーマ性ということにこだわったテーマを一つ与えてあげることがいいのかなと。ただ、そう言っても、そうすると応募できる景観が狭まりますので、私だったら、基本は何でも出していいけれども、この年の特定テーマを一つだけ挙げて、それでそのテーマに関してはもうちょっと説明文、応募用紙を見ると、令和2年度テーマ「緑豊かで快適な 街並み景観」と、1行だけだったのかなと思ひまして、そしたら気づきにくいので、特定テーマはもうちょっと文章で、今年はこんな年だった、こんな風景が越谷にあった、こんなイベントもあった、そういうことで風景を集めたいですという解説をつけて、ただ、一般にはそのテーマにこだわらなくて出していいですよ。こだわる人はそのテーマに乗っかってもらって、そういうテーマを出してくださいという、そういう呼びかけがいいのではないかと思ひました。

**議長** よく研究助成金の募集要項を見ても、特定テーマという、その年に必要とする緊急的なテーマを一つの項目に掲げて、その他何でもいいですよ的なものがよく併記されて募集がかけられているので、確かに明確に一般部門と特定部門みたいな形できっちり分けて声かけし

たほうがいいのかもかもしれません。ひよっとすると足かせになっちゃっている可能性がある  
ので、今年はこのテーマだったら、自分には興味ないよとかということになるともったいない  
ので、ぜひ今のご意見を反映いただきたいと思いますけれども、事務局、いかがでしょうか。

**都市計画課主幹** ありがとうございます。

確かにこういった形で表現の表記の仕方、分かりやすさとPRを含めて、消極的な文字の少  
ない表記となっておりますが、文章化も含めて検討させていただきたいと思います。

本年度のポスターに関しても、大変申し訳ないのですが、一応マークが示されておりまして、  
お手元の参考資料の1-1のテーマの右上にアスタリスクマークがございまして、市としても、  
先ほどお話しいただいたとおり、テーマを絞ることでの登録件数の影響も懸念しておりました  
ので、一番下に、「テーマを問わず、登録対象であれば応募いただけます」ということだけ、  
ちょっと小さい字で書かせていただいております。これも含めて、分かりやすさをさらに追求  
しながら、表現の仕方は検討していきたいと思います。

**議長** アスタリスクとか、小さく書くと、やはり言い訳のように見えて、どうせこれは期待し  
てないだろうなというふうにも思われる可能性もあるので、次年度は堂々と大きく2つのカ  
テゴリーで提示するということをご了承いただきたいと思います。よろしく願いいたします。  
事務局、毎年、毎年、走りながら考えている状態で、大変な思いだというのは重々承知してい  
るところでございます。よろしく願いいたします。

ということで、テーマの話にも入ってきていますけれども、令和3年度のテーマ候補という  
ことで、今4点並んでおります。こういった中で、この辺がやはり一ついいのではないかとか、  
あるいは表現上もう少しこうしたほうがより引き締まるのではないかとか、いや、あるいは5  
つ目があるのではないかとというようなところを少しご意見をいただきたいと思いますけれども、  
いかがでしょうか。

**〇〇委員** 今挙げられている4つのテーマ候補案を拝見して、自分だったらどういうものを撮  
りに行くかというふうに考えると、難しいものであったりとか、その時期を待たなければいけ  
ないものであったりとか、比較的きちんと撮る意図があって写真を撮りに行かないと応募しづ  
らい内容も少し多いのかなという気がします。

この特定テーマについて言うと、応募件数のテコ入れというか、テーマを挙げることによっ  
て、より多くの方に関心を持っていただいて応募数を増やすというような意図があるものだ  
と思いますので、そういう意味では王道といいますか、越谷市らしく水辺の暮らしとか、そうい  
うものが一つ軸になって、テコ入れになっていく可能性があるのではないかと思います。多分

今上げていただいているテーマ候補というのは、地域的な偏り等も踏まえて、市から満遍なく応募しやすいようにというふうを選んでくださっているというような意図は感じるのですが、そういうふうにすることでちょっとぼやけているところもあるので、多くの人が応募しやすいテーマというのを一つ掲げたらどうかというふうに思います。

あと今はコロナの影響がありますので、ちょっとにぎわいのあるものとか人が集まっている写真はなかなか時節柄撮りにくいということもありますので、よりソーシャルディスタンスを確保できるような広々とした景観というのを一つテーマにするということも考えられるのではないかと思います。

**議長** あからさまに表現するかどうかは別として、コロナの風景というのはやはりこの年は結構重要なポイントかなということで、解説文にそのあたりを含めて、少し屋外でのソーシャルディスタンスを取りながらの団らんだとかにぎわいだとかというところもテーマとしてあるのかもしれないですね。

その点について、〇〇委員、どうでしょう、何かお考えがあれば。

**〇〇委員** 今、先生のおっしゃいましたテーマで、要するにコロナと一般の人の生活、コロナと私とか、コロナと生活とか、そういうふうな取り上げ方もちょっと面白いかなと思います。やはりいろいろな人の対処の仕方がありますので、今時点のタイトルとしては、ちょっと面白いかなと思います。やはりもうちょっと市民の生活に関係するようなテーマというのがあるといいんじゃないかなと思います。

**議長** ありがとうございます。

今も市民の生活に関わるようなという話がありましたけれども、日頃から越谷を見続けている〇〇委員、どうでしょうか。

**〇〇委員** 私としては、コロナ云々というのは、未曾有の1年だったから取り上げるというのもあるのですが、逆に、皆さんコロナで大変な目に遭っている方もいらっしゃるわけだし、ちょうど景観というテーマであるわけだから、越谷に住んでよかったとか、癒されるのか、どっちかと言ったらそちらのほう、例えば子どものいる風景とか、越谷の財産になるもの、それも見える形ではなくて、今本当に子どもが少ないと言われているので、景観に子どもを入れるのは云々という、子どもに関わることを考えると意識が高まるのではないかと思います。別に今年のテーマにしなくてもいいのですが、それを皆さんでいい考えがあったらと思います。

**議長** ありがとうございます。

〇〇委員、どうでしょうか、テーマについて。

〇〇委員 今委員さんからご発言があったことですごく考えることが多々あったのですが、このこしがや景観資源ということについて読ませていただいたときに、どちらかというと、やはり越谷のいいところをみんなで共有していこうという、そういう趣旨をすごく強く感じていました。ただ、いろいろと考えるといいなと思うのは、このところ、先ほどテーマが普通に景観資源について写真を、普通にテーマ関係なく、まずは出していただく、日常の越谷のいいところ、いい場面とか出していただく。ただ、テーマを考えるとその1年、どんな1年だったのというのをまた振り返り、越谷のこの地域の何か、まちが1年育ったというか、文化が形成されていくと感じさせる中で、ちょっと私のところで関わったところで、あまりよくないことを景観として考えようということの一つは、私のいるところ、さいたま市でNPOの活動をしているのですが、台風19号の痕、台風の痕、さいたま市はさいたま百景という、風景を集める活動をしているのです。いつも楽しい、いい風景を集めているのですが、この年ばかりはちょっとみんなで手分けして台風の痕の風景を集めてみようと、ほかの方からも集めてみようということをしたのです。

農地が冠水しているとか、いろいろな場面、大学のグラウンドも冠水したのですが、それは確かに被害を受けた方々とか、コロナの場合には亡くなった方もいるのですが、そのときにやはり学びになるんですね。こういうことがあるとまちの中ではどこが安全なのだろう、困っている人はどこにいるのだろう。それから、コロナの場合でも、例えばずっと閉じ籠っていて、あるときちょっと散歩に出たら、ふだん全然気になってなかったちょっとした緑地のところがすごくいいものに見えたとか、そういうこの状況だからこそ、景観資源がすごくまちにとって大切なんだと気づいたとか、そういう景観のまちに対する貢献だとか、景観が教えてくれること、まちのいいものがこういうコロナの災害、そういう災害にまちの景観がここはいいよというふうに教えてくれているということを市民と共有していくということも意味があるのか。だから市民にどうやってテーマ性を与えるかということも考えないといけないと思うのですが、やはりコロナって大きいなというのが率直な感想で、この状況の中で、季節、季節、このコロナの中でまちの場所だとか建物とか、そういうところで助かったな、家族でよかったなと思ったことを出してくださいとか、そんなようなやり方をするとちょっと面白いかなとは思いますが。

議長 ありがとうございます。

お一方ずつテーマについてご意見をいただいたところでございます。本当にどれも一つ一つ

貴重なご意見を寄せていただいたというふうに思います。ありがとうございます。

これまでちょっと多面的に質疑、意見等々いただけてきたところでありますけれども、まずは交通整理いたしますと、冒頭、公表のフォーマットについての取扱いについて少々意見をいただいたということと、あとは対象写真、実際に応募いただいた写真についての取扱いについての意見がありました。そして先ほどのとおり、テーマについての意見をいただいたということで、大きく3つくらいのカテゴリーで建設的なご意見をいただいたところでございます。

大分時間がたってまいりましたので、間もなく採決に入りたいと思いますが、ひとまずざっとこれまでの意見を通してきて、何かここで一つ発しておきたいというようなご意見等ございますでしょうか。

〇〇委員 今までの話とちょっと違うのですけれども、1年に1回しかないということで、この景観資源の登録というのは、会長が最初におっしゃったとおりまだ3年目で、いろいろと景観の判断のあり方も考えながら進めていきたいと思いますというお話があったということで、これから言うことは話題提供というか、さっきのフォーマットの中に景観計画上の位置づけという欄があって、先ほどのスライドの中でも景観資源というのは景観まちづくりに活用していくことが将来的には大切なことになっていく。そういうときに、今市民の方から、今回21件というふうに出ていることが現実としてあるので、これはたくさん出ているなと思って、このペースでどんどん増えていくということが大事なので、しばらくあまりごちゃごちゃいじらないほうがいいのではないかなという感じはするのです。

ただ、一方で、景観資源というのがただ集まって行って、それがまちづくりにどう役立つかということだと思いますと、もう少し、これは市民等が、どこかに応募できるとなっていて、場合によっては市役所のほうから強力に推薦して出していったほうがいいのかとちょっと思ったりするのですけれども、そのときに、例えば景観重要何とかに登録するとか、ちょっと難しい、簡単にはいかないと思うけれども、公表するときに、我々の景観資源というのは将来の景観をつくるときにモデルになるものが入っていますよ、これをお手本にしてくださいという形で入れていくというのも大事だと思っていて、そうすると、つくる景観、もともと歴史的にあるというのも大事なわけけれども、今つくってできている景観の中でも景観資源というふうに登録してあげて、お手本ですよ、こういうのをまねしていきましょうねという、そういうのを戦略的に入れていくといいのではないかな。

例えば後で出てくるかもしれませんが、景観計画でいろいろな事前協議という制度で出てくる物件について、アドバイザーの人がいろいろとアドバイスして、すごくいい案件ができました



たねというのがもし仮にできたとしたら、事業者さんがいいですと言った場合には、こういう努力をしていいものができたはずなのだということを一つのモデルとして、こういう資源に登録してあげて、ちょっと見てくださいよという形で、そういうのを建物だとか、公共の空間だとか、そういうもので資源として出していくというのも戦略としてはあるのではないかと思います。

ということで、越谷ではいろいろな景観づくりの活動も活発にいい事例もたくさん出ていると思うので、何か将来のまちづくりに、そういうものも積極的に入れていったらどうかというのを感じました。

**議長** 大変貴重なご意見だと思います。去年は、専門的見地だとなかなか気づかない身近な景観というのをクローズアップして、できるだけ市民目線で、いわゆるメジャーではなく、マイナーなものを大事に育てていったらどうかというようなご意見を〇〇委員からいただいて、今年はまだ一つ、〇〇委員から、景観アドバイザー制度を活用した成功事例のようなものをつくって上げていくということも大事ではないかということで、これはまさに両方そろそろとすごくいいものになりますよね。本当に、やはり年を重ねるごとに成長するこしがや景観資源登録制度かなというのをつくづく感じております。

今、本市では表彰制度がないものですから、こういうまず既に取り組んでいる中で、そういったアドバイザー案件を評価するということではすぐにもできることなので、また新しく制度を設けるといことになるといういろいろ庁内が忙しくなってしまうのですけれども、これに上乗せしていくということであればすぐにもできることなので、ぜひその辺のところは参考にさせていただきたいなというふうに思います。

事務局、いかがでしょうか。

**都市計画課長** それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

今いただいたご意見は非常に貴重なものだと思っております。越谷市において、景観では、先ほど会長さんがおっしゃっていた表彰制度というものはまだ持っていませんが、住宅関係だと、例えば格好いい住宅とか、そういうものは表彰をやっているという事例がございます。ただ、線引きというのも、景観というものと住宅というものはどういうふうに景観上線引きするかということは一つの課題とは捉えておりますが、今後の市の施策としていく中ではアドバイザーの方からもご意見をいただいておりますので、戦略的にそちらのほうに導いていくというような考え方については私のほうもやっていけないと思っていますので、その点につきましては今登録制度が走り出したばかりでもございますが、時間をかける中でしっかり検討

はしていきたいと思っておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

**議長** どうもありがとうございます。よろしく願いいたします。

さて、そうしますと大分時間が過ぎてまいりました。1点確認ですが、先ほどR2-20については19のほうを反映させるということで、応募件数が今回21件ある中で、登録件数はそうすると19、調整中がそれで1件、白さぎのものについては河川改修がこれから行われるということで、野鳥の生息状況がどうなるか分からない状況なので、ひとまず河川改修の方面で、多分鳥の生息地はきちんと保全するというような話であるようなのですが、それが今確認中ということなので、R2-2については調整という扱いにしたいということ、ですので、応募件数21件のうち登録件数が19件で、調整中が1件ということで大丈夫でしょうか。

**都市計画課主幹** ちょっと考え方がございまして、今回いただいた21件で、写真追加もされたものに関しては登録件数の一つとしてカウントはしたいと思っておりますので、例えば梅林公園、先ほどご説明させていただきましたが、2件の候補を応募いただいております。実際、梅林公園という資源のタイトルの中に写真が2枚追加された整理となります。

同様の扱いの中で、今回、候補の21件のうち、最終的な登録件数は減ってしまうのですが、20番の流通団地の橋も写真は追加されるという整理の中で、20件の中に数字としては計上して整理していければと思います。

**議長** 2-20のやつも登録に上がってくるということですか。

**都市計画課主幹** めがね橋の中に写真を追加されるということで整理したいと思っておりますので、数としては登録（案）の中に足して、20件という形で整理していけたらなと思います。

**議長** 分かりました。ということは、構造上の説明として橋上部分の紹介という意味での位置づけで、この件数をその中に入れたいということですね。

**都市計画課主幹** はい。

**議長** という、多分キャプションをちゃんと入れておかないと、先ほど〇〇委員が言ったような読者側の誤解も出てしまう恐れもあるので、そこはちょっと会長と事務局で調整をさせていただくということよろしいですか。

そうすると、原案どおり、応募件数21件があって、登録が20件、調整中が1件という、そういう並びになるわけですね。

ということで、長時間にわたってご意見等々いただきましてありがとうございます。

その他何かここで申し上げておきたいことなどございますでしょうか。

よろしいですか。

---

## ◎採決

議長 では、採決に入りたいと思います。

長時間にわたり建設的なご意見、たくさんいただきまして、本当にありがとうございました。

それでは、まず、調整中の1件につきましては、関係機関との協議を踏まえまして、事務局と調整を図り、会長の私に一任させていただきたいということと、並びにフォーマットの具体的な扱いについてもかなりの作業が発生しそうなので、ここでは尽きることがないと思いますので、公表のフォーマットにつきましても、並びにテーマにつきましても会長と事務局にお任せいただくということでご了承いただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(異議なし)

議長 ありがとうございます。

それでは、第1号議案 令和2年度こしがや景観資源の登録については、原案のとおりということで、応募件数21件のうち20件を登録するという事で賛成委員の挙手を求めたいと思います。賛成の方、挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

議長 ありがとうございました。

それでは、全員一致ということで、賛成の意をいただきました。誠にありがとうございました。

それでは、第1号議案は原案のとおり登録することにいたしまして、市長に答申いたします。

---

## ◎報告事項 1

議長 それでは、続きまして、報告事項に移りたいと思います。

報告事項、まず1つ目、「越谷市景観計画施行状況について」ということで、都市計画課よりご説明をお願いいたします。

都市計画課主任 都市計画課の福田と申します。よろしくお願いいたします。

着座にて説明させていただきます。

報告事項ということで、本市の景観計画施行状況について、報告いたします。

お手元に配付しました右上に「資料2」とある両面の資料が景観計画の施行状況の一覧となりますが、この資料に記載された内容について、スライドのほうでご説明をさせていただきます。

本市におきましては、景観計画及び景観条例に基づきまして、一定の規模を超える建築物ですとか工作物の建設が行われる際には、事業者から景観の事前協議及び届出を受けております。

今回そちらの件数を年度ごとで整理させていただいておりますけれども、こちらの表の令和2年度の数字に関しましては、9月30日時点ということで、半年分の数値となっておりますので、ご了承いただければと思います。

まず、景観の事前協議の申請につきましては、上の表について、行為の種別で見ますと昨年度より工作物の建設に関しての申請が増えております。こちらについては携帯電話基地局の新設が増えているということによるものでございます。

下の表なのですけれども、地区別で分類しておりまして、こちらについては越谷レイクタウン特定地区内での事前協議が減少しているということが数字から分かります。

続きまして、景観法の届出についてですけれども、建築物や工作物に関しましては事前協議と同様の傾向になっているのですけれども、土地の形質の変更ということで、農地を駐車場などにする行為について、500平米を超えるものを届出の対象としているのですけれども、平成30年度に多くの届出があったというような形です。

続きまして、地方公共団体などが行う行為についての件数です。景観法の計画通知というものになりますけれども、昨年度、越谷市の危機管理課が設置しています防災無線の基地局の改築が行われたということから、工作物の建設に関しての件数が増加をしているような状況です。

続きまして、景観アドバイザーの依頼の件数となります。景観アドバイザーは、越谷市景観条例第39条の規定に基づきまして、良好な景観の形成を推進するため、技術的及び専門的な助言をいただく必要がある場合に依頼するものになります。昨年度については商業施設の増床計画、あとは水門ゲートの操作場の色彩変更、あと新庁舎の外壁の色彩、中堀橋の色彩の変更といった4件の依頼をさせていただいていまして、そのうちの2件について、商業施設の増床と水門の色彩については昨年度の景観評価委員会で報告をしたものになります。今年度は9月30日時点では1件、大相模保育所の色彩に関する依頼をさせていただきました。

このスライドから、景観アドバイザーの案件の報告ということで、ご覧の3つの案件についてのご報告をさせていただきます。

まず、大相模保育所の色彩の件ですけれども、景観形成におきます庁内組織のご紹介をさせていただきます。本市におきましては景観計画に基づきまして、関係22課で構成された景観に関する調整を行う組織でございます都市デザイン協議会がありますけれども、その中の下部組織ということで、公共施設の建築物に関しての検討を行う景観形成専門部会というものがござ

います。構成といたしましては都市計画課、営繕課、施設所管課の3課でございます。大相模保育所に関する特別部会につきましては、施設所管課は子ども育成課となります。

大相模保育所の色彩に関する助言については、今年の7月22日、アドバイザーの〇〇先生に依頼をさせていただきました。大相模保育所の工事概要についてはご覧のとおりでして、来年4月に供用開始予定となっております。

大相模保育所の建設される場所なのですけれども、こちらの赤い丸で示しました景観計画上、一般地域の田園・集落景観ゾーンに位置づけられた場所でございます。

大相模保育所の景観形成につきましては、特別部会の中でコンセプトを決めていまして、子どもたちが安心でき、安全で快適に過ごせる施設というのをコンセプトとしています。これに基づきまして検討を進めており、色彩についてはご覧の図のような形で検討を進めておりました。

こちらは、市の案としてご提示している別の案です。

以上のような内容について、アドバイザーに助言をいただいております。

まず、外壁のベースの色なのですけれども、市で検討した素材が単色で装飾されているものになるのですけれども、2色で塗装されたものの中から選定したほうが風合いがよくなるのではないかというアドバイスをいただいております。ご覧のスライドの真ん中の3つの案をご助言いただきまして、市としてはこの中の一番下のものを採用することになりました。

続きまして、屋根に関するアドバイスでございます。アドバイザーからは、こげ茶よりもブラウンのほうが色味があって、柔らかい印象になるのではというアドバイスをいただいたのですけれども、管理上の理由ですとかさびの有無を確認しやすいということなどを考慮しまして、こげ茶を採用させていただくことになりました。

続きまして、塀や柵に関する内容でございます。フェンスの立ち上がりについてなんですが、あまり白くしないほうがよいのではないかというアドバイスをいただきましたので、それを受けまして濃い目のベージュのものを採用することになりました。

最後に、インターロッキング、舗装のブロックですが、こちらの色彩について、ベージュ系の色彩で単色とするほうがすっきりとするとのアドバイスをいただきましたので、ベージュ系単色を採用することとなりました。

大相模保育所の色彩に関する報告は以上になります。

続きまして、中堀橋の色彩に関するアドバイザー案件のご報告となります。

こちらの件につきましては、先ほど大相模保育所のスライドのほうでご紹介した都市デザイ

ン協議会、庁内組織の都市デザイン協議会の下部組織である別の組織なんですけれども、公共施設専門部会という組織での検討を進めていきました。専門部会については、公共建築物以外の公共施設、橋ですとか、道路、公園などについての景観形成に関する調査検討を行う組織でございまして、公共工事の関係9課により構成をされております。

中堀橋の色彩に関する助言については、昨年11月20日、アドバイザーの〇〇先生に依頼をしております。

参考としてなんですけれども、中堀橋については、昭和55年に施工していきまして、前回の塗り替えは平成16年に行っております。

中堀橋については、景観計画上は一般地域、住宅地景観ゾーンと田園・集落景観ゾーンの間に位置づけをされております。

施工前の中堀橋については、ご覧のとおり、鮮やかな色彩となっておりまして、景観計画における色彩の基準値を超えた色彩となっております。塗り替えに当たりまして、市としては地域に根づいた施設だということで、なるべく既存の色を継承したいというふうに考えていたんですけれども、アドバイザーからの助言として、景観計画の基準に適合するような色彩に調整する必要があるということですか、周辺環境から鑑みても派手な色彩が好ましくないといったようなアドバイスをいただきまして、2つの案のご提案をいただきました。これを受けまして、市としては赤枠内の色彩を採用することといたしました。

本年5月に施工が終わっていきまして、こちらのスライドが施工前、施工後の比較写真となっております。右が施工後でございます。ご覧のとおり、落ち着いた色合いで周辺環境との調和が図られたものと考えております。

中堀橋の色彩に関する内容は以上となります。

続きまして、現在建設中の越谷市新庁舎に関する内容となります。

越谷市新庁舎に関しましては、庁内組織として越谷市新庁舎建設検討委員会がございまして、その中で景観に関する検討部会というのがございまして、関係7課で構成されていきまして、調査検討を進めてまいりました。新庁舎の工事概要についてはご覧のとおりです。新庁舎の本庁舎については来年5月に供用開始予定となっております。

越谷市の新庁舎に関しましては、平成29年度から計4回、〇〇先生、〇〇先生に助言をいただきながら計画を進めてまいりました。

こちらのスライドは南東側からの眺めのイメージとなります。アドバイザーからは1階にもテラスを設置すること、周辺の建物の色との調和、あと無機質にならないような色彩にするこ

とといったようなアドバイスをいただいております、これらを計画に反映しております。

また、こちらのスライドは南西側からの眺めのイメージとなるんですけれども、低層部分で材質感や親しみを感じられる仕上げ材を使用すること、あとは夜間景観にも工夫すること、シンボルツリーの植栽について、ルーバーにつやが出過ぎないように配慮するようにご助言をいただきまして、いただいた助言を基に計画を検討しております。

新庁舎に関する内容は以上となります。

最後のスライドとなるんですけれども、昨年度の景観評価委員会のほうで景観アドバイザーの運用上の方法について、公共施設の景観形成については検討当初から関わるのが重要であるというふうなご意見をいただいておりますので、運用につきまして見直しを行いましたので、ご報告をさせていただきます。

まず、アドバイザーからの意見を反映するために運用の見直しを行う必要があるということですとか、あとは景観形成に配慮してもらえるように工事担当課への周知の必要性が課題としてございました。

この課題への対応ということで、①といたしまして、先ほど中堀橋の事例でご紹介しました公共施設の景観形成について検討する部会であります公共施設専門部会におきまして、景観形成を検討する取組フローというものがあるんですけれども、この中にアドバイザーを積極的に活用するよう明記させていただきました。

②といたしまして、設計の段階から工事仕様書に景観配慮に関する記載を盛り込むように工事担当課にも依頼しております。こうした対応によりまして、工事担当課宛てにアドバイザーの活用ですとか、景観形成の配慮について周知を進めているところなんですけれども、引き続き良好な景観形成のための取組を進めてまいりたいと考えております。

最後になりましたけれども、お手元にお配りした資料2の裏面の一番下に景観啓発に関する事項を記載しておりますので、少し補足でご説明させていただきます。

景観啓発の3ポツ目です。越谷市の景観行政に関するホームページコンテンツの公開ということで、PR動画を作成してございまして、今年度に公開する予定となっております。

また、4ポツ目ということで、景観の手続に関して周知を行うということで、昨年度マンション管理士会や契約登録業者向けに景観手続について周知を行いました。

景観計画の施行状況に関する報告事項は以上となります。

**議長** ありがとうございました。

今回は色彩に関するアドバイザー案件が多々ありまして、〇〇先生にいろいろご尽力いただ

きまして、ありがとうございました。

〇〇委員から、何か補足等ございますでしょうか。

〇〇委員 ちょっと補足を含めてお話をさせていただきます。

まず、大相模保育所ですけれども、10ページに原案の色彩ということで、外壁1、外壁2、屋根という、色とそれぞれの数値が入っていますけれども、これ、実は外壁1と2の数値が逆になっていまして、外壁1のほうが明るい色、アイボリー系の色で、外壁2のほうがベージュ系の色なのですけれども、このアドバイスの案件で言うと、使われているのは住宅の外壁等に使うような部材です。住宅のカラーコーディネート、あるいは住宅団地のカラーコーディネートをするときに、通常私たちデザイナーがどういう選び方をするかということをお伝えしたのですけれども、市のほうで選ばれた色は5 Y 8 / 1 という色です。これはサイディングパネルという塗装をしたパネルなのですけれども、1色で塗装しているものです。工業製品ですから、均一できれいなものではあるのですけれども、2色使っているもののほうがどちらかというと自然な風合いがあって高級なものに見える。どうせ公共施設ですから予算は限られるわけですけれども、その中で使用できる余地があるのであれば、より見栄えのいいものを使ったほうがいだろうということで、結果的には5 Y 8 / 1 だったものが、ほとんど同じですけれども、5 Y R 8 / 1 ということになりました。R系の色味がちょっと加わっていますので少し柔らかい印象になったことと、2色塗装のサイディングパネルになったことで多少グレード感が出たのではないかなというふうに思います。

それから、橋のほうの案件は、中堀橋ですけれども、もともとの色がかなり鮮やかです。橋梁というのは取扱いが難しく、何でもかんでも地味にすればいいとか、景観計画に合っていなければいけないという性質のものではなくて、架橋形式とか規模によっては橋そのものがランドマークになる、見る対象になるということもあるので、そのあたりは慎重に取り扱わなければいけないのですけれども、今回はこういう一般的な構成の桁橋ですし、どちらかというと田園地帯と住宅地の境目のような位置に架かっている橋ですので、余り明示的に橋の存在を主張しなくてもいいのではないかとということで、少し彩度を抑えた色に、2つの組合せでお薦めをしました。今回はそのうちの明るい色彩のほうを採用されたということですが、一般的に橋の色というのはここで撮影していただいているように橋の間近からのぞき込んで見るものではなくて、お隣の橋から橋軸方向、少し離れた位置で見るような視点場というのが主になると思うのですけれども、そうやって少し離れて見たときに今回の色の調整をした効果というのがよりはっきり見えてくるのではないかと思いますけれども、川の一連の景色の中で橋が目



立ったほうがいいのか、川辺の草とか緑が目立ったほうがいいのかというような、どちらを目立たせるかということを考えると、ここでは橋の色彩は少し抑えておこうというような提案の趣旨になっています。

市役所は、どちらかというとは僕は補助的な役割で、会長のアドバイスのほうが大きいと思いますけれども、今日実際に拝見して感じましたことは、どちらかというとは無彩色系の建物ですけれども、ルーバーとか、それから、高い位置にある、最上階の展望フロアになるところの木製の方立の色とか、そういう有機的な色がとても外観の印象を和らげる上で重要な役割を果たしているなという印象を持ちました。

市役所はこれからオープンになるわけですがけれども、今ちょっと感じていることは、この市民会館と市役所と、第2庁舎、第3庁舎という、シビックエリアを構成する建物があるわけですがけれども、かなりそれぞれ個性的な状況になっていまして、特に第2、第3庁舎のほうについてはこれから10年先、20年先ということで外壁等の改修も行われると思いますので、新しい市庁舎との調和を図りながら、シビックエリアの景観をより洗練させていくのが大事なことではないかというふうに今感じているところです。

**議長** ありがとうございます。

本当に別世界が構成されているということで、やはり新庁舎が非常にいい意味で立地しているということで、私自身もアドバイザーということでお手伝いさせていただきまして、当初、駅側の壁がメインになってくるということで、元荒川方面のグランドレベルが少しプアーだったものですから、できるだけグランドレベルの公共サービスを庁舎内でうまく提供して、水辺の豊かさを享受できるような形でお願いしますということで、グランドレベルのテラスを少し改善するような意見を申し添えました。

それとあと駅側からアプローチした際の動線上で、やはり舗装面、一般道路の舗装タイルと庁舎内の敷地のタイルというものをあまり大きな差をつけずに、できるだけ一体感を持たせたほうがいいのかとか、それと利用者を庁舎に受け入れるという意味ではある程度ゲート性とかシンボル性が欲しいので、メインエントランスとなるようなところにシンボルツリーをとということ、あとは庁舎の駅側の壁面のルーバー部分に、デジタルサイネージを大きなものをつけるという原案があったのですが、さすがにそれだけはやめてくださいということで、建物があくまでも主役になるので、デジタルサイネージ、つまりデジタルの屋外広告物なのですが、それを新庁舎の一番いいところに張りつけることだけは頼むからやめてくださいということで頭を下げまして、何とかそれは独立型で移設されることになっていると思います。

---

## ◎報告事項に対する質疑

議長 というようなことで、以上の報告事項1につきまして、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

〇〇委員、特に運用上は今年は問題はなかったですか。

〇〇委員 そうですね、比較的きちんと対応していただいたところです。

議長 やはり複数の関係課の中で橋渡しがうまくできなかったというのが昨年の課題点で、それを今回改善いただいたということで、事務局の方々にはご尽力に感謝申し上げたいと思います。ありがとうございました。

---

## ◎報告事項2から報告事項4

議長 では、特に質問ございませんようですので、報告事項2に入りたいと思います。

報告事項については4までを連続するという解釈でよろしいですか。

建築住宅課主任 そのようにお願いします。

議長 では、報告事項2から報告事項4までが同一担当者ということで、連続してご報告をお願いいたします。

建築住宅課主任 建築住宅課の鷺谷と申します。よろしくお願いたします。

私のほうから、報告事項2、3、4についてご報告をさせていただきたいと思います。

着座にて失礼いたします。

パワーポイントに沿ってご説明させていただきますので、正面のスクリーンか、お手元のパワーポイント資料をご覧くださいと思います。また、その他の資料としまして、資料3、4、5も添付しておりますけれども、こちらはパワーポイントとほぼ同じ内容となっておりますので、パワーポイントのほうをご覧ください大丈夫でございます。

それでは、初めに、報告事項2、越谷市屋外広告物条例一部改正の内容報告についてご報告をさせていただきます。

2枚目のスライド、昨年度の越谷市景観評価委員会にて諮問させていただきました屋外広告物条例の適用除外への規定追加につきましては、条例及び施行規則の一部を改正いたしまして、令和2年4月1日付で施行いたしました。また、併せまして、広告物の安全点検に関する改正のほうも行いましたので、ご報告のほうをさせていただきます。

まず、1番目、適用除外への規定追加に係る改正についてということで、改正内容のほうは

以下のようなものでした。

次の屋外広告物については禁止地域の適用から除外ということで、1つ目は、公益上必要な施設等、これは公共案内板や公共掲示板などということにさせていただいていますけれども、それらに表示し、広告料収入はその設置費や維持管理費に充てるもの、2つ目は、それ以外で、広告料収入を地域の公共的な取組の費用に充てるものについては禁止地域の適用から除外、禁止地域でも掲出できるという形の改正でございました。

昨年度答申いただいた内容としましては、設置基準や市の施設ごとの基準について引き続き検討、2つ目は、先進事例の審査内容や審査体制等について引き続き調査検討、3つ目は必要に応じて景観アドバイザーの活用・検討というものでいただきました。

その後の市の取組でございますが、次のスライドにいきまして、1つ目の統一的な設置基準につきましましては、越谷市屋外広告物条例の施行規則のほうで定めましたほか、市のほうでつくっております越谷市広告掲載に関する要項、それから、越谷市広告掲載基準にて定めさせていただきました。また、施設ごとの基準に関しましては、施設ごとで募集するときの募集要項にて定めることとしております。例えば体育館ではスポーツ関係の広告に限定したいですとか、この壁への掲出は5平米までとしたいといったような、施設ごとに要望は異なっております。これらの部分は募集する際の募集要項で定めてもらうこととしております。

2つ目、先進事例等につきましましては、禁止地域でのデジタルサイネージ等の掲出が、さいたま市、東京都、その他複数の市町村でやられていますので、そういったところを今後も引き続き調査検討は続けてまいります。

3番目、景観アドバイザーの活用につきましましては、現在のところ具体的な設置の相談等はないこともありまして、利用実績のほうはございませんが、今後、市での判断が難しい審査等が発生した場合には景観アドバイザーの方にご相談させていただきたいと考えております。

続きまして、安全点検に関する改正につきましてご報告させていただきます。

(1) 改正の内容につきましましては、次の3件について追加または修正をいたしました。

1つ目は、屋外広告物の所有者等は、広告物掲出物件に関し必要な管理を怠らず、良好な状態に保持しなければならないというふうにいたしました。以前は（所有者等）の括弧書きの部分が設置者や表示者、管理者という形だったのですけれども、より所有者や占有者というところを分かりやすく明確に示すために、所有者、占有者という言葉をつけ加えた形になります。

2つ目は、所有者等は、屋外広告士等の専門知識を有する者に広告物の劣化及び破損状況を点検させなければならないということを追加いたしました。

また、3つ目は、屋外広告物の許可、更新申請の際の自主点検結果報告書の、以前からあったものですが、様式を変更しました。

次のスライドに移らせていただきますと、これらの改正の周知活動でございますが、条例改正後はこれらについて次のとおり実施いたしました。市の広報、市ホームページへの掲載を行いました。また、特例屋外広告業を登録している業者、また、直近3年間の許可申請者へ通知を出しました。また、さいたま市屋外広告物講習会というものが今年度ございましたので、そちらでも通知させていただいております。また、越谷商工会議所の広報紙への掲載をお願いして、掲載していただいたところでございます。

続きまして、改正後の状況等でございますが、禁止地域への広告掲出に関しましては、環境部局から市内のごみ置場へ広告を掲出する相談等はございましたが、その他具体的な話は現在のところございません。今後も設置の相談等があった際には、景観に配慮した適切な広告物の設置を誘導していくように相談、審査に当たってまいります。

また、安全点検につきましては、広告物の安全対策について、定期的に周知を行っていくことは大変重要と考えておりますので、周知活動につきましては今後も継続して実施していきます。

また、許可不要の広告物の所有者等も、こういった許可不要の広告物の所有者というのは点検報告書を出す義務などもないものですから、そういった方々も日頃から点検等を行い、安全対策に取り組んでいけますように簡単なチェック表を作成し、ホームページや窓口等にて掲載、配布していくことの予定をしております。

今後とも広告物の安全性確保に向けて取り組んでまいります。

ということで、報告2は以上になります。

報告事項3を続けてご報告させていただきたいと思っております。

報告事項3は、屋外広告物許可件数についてになります。

屋外広告物を表示する際には、許可不要になる場合を除いては市長の許可を受ける必要がございます。また、屋外広告物の許可には許可期限が設けられておりまして、許可期間の後も引き続き設置していく場合には更新の手続をする必要もございます。この更新の手続の際には安全点検報告書の提出も義務づけておりますので、所有者等が定期的に点検の実施や改修作業を行うよう制度化のほうをしております。

平成29年、30年、令和元年度と表示させていただきましたが、令和元年度のほうは新規の許可が32件で、手数料のほうは21万1,050円、更新と変更や改造申請を含めるとこちらが75件

で、手数料は42万8,400円という形で申請のほうがあった形でございます。

吹き出しをつけさせていただいているところは、平成29年の更新のところだけ手数料が大きい数字ですので補足をつけさせていただきました。東京電力の電柱広告の更新がある際は、1件当たりで約2,000枚の広告がありますので、手数料のほうもそれだけで約80万円になるため、このように3年に一度でございますけれども、手数料の大きい年もあるということで、一応吹き出しをつけさせていただきました。

許可件数の報告は以上になります。

続きまして、違反広告物の撤去活動のほうをご報告をさせていただきたいと思います。

違反広告物の撤去活動とはということで、越谷市屋外広告物条例の規定に違反して掲出されている貼り紙や貼り札等、道路上に出ているものなどは、それが簡易な広告物である場合には屋外広告物法の規定により所有者に伝えることなく撤去することができます。これを違反広告物撤去活動といいます。現在、越谷市と簡易除却推進員と屋外広告物対策協議会の3つの主体によって活動を実施しております。

下に平成26年度からの撤去枚数の推移を表示させていただきました。令和元年度は5,701枚という形になっております。こちらにつきまして、令和元年度は宅建業協会さんにご協力をいただきまして、協会の会員様に注意文書の配布をお願いしたりですとか、違反広告の掲出者へ直接注意など注意喚起に努めておりました。今後も違反広告の減少に向けて継続して取り組んでまいりたいと思います。

次のスライドでは、先ほど申し上げた3つの主体のうちの屋外広告物対策協議会による撤去活動の実績というふうに挙げさせていただきました。

この活動回数20回で2,682枚ということで、令和元年度の枚数ですけれども、（一斉撤去活動の300枚分は区割りが異なるため除く）と括弧書きで書かせていただきましたが、この2,682枚とは別に、年に一度、協議会さんと市とで協力しまして、市内全域を一斉撤去する一斉撤去活動というのを行ってまして、300枚というものがございしますが、こちらは右下の地図エリア図のほうとは区割りが異なるため、一応別と考えております。

この縦の棒グラフのほうを見ますと、越谷、東越谷地区が多いことですか、レイクタウン地区ですか、七左地区、そのあたりがちょっと少ないということが分かるかと思います。例年これらの表を基に少ない地区は活動回数を少なくしたりですとか、多いところは活動回数を多くしたりですとか、調整を行って活動を行っております。

次のスライドです。

こちらは、3つの主体の中の簡易除却推進員、市民ボランティア、プラス職員による撤去活動の実績でございます。市民ボランティアの登録団体、今7団体で40名の方、ボランティアの活動をしていただいております。年間実施回数24回、撤去枚数は2,719枚でした。下の写真のようにこのように集まらせていただいて、大体月に1回程度活動をしていただいております。

次のスライドに移らせていただきます。

違反広告物対策の取組についてということで、1番目は、屋外広告物対策協議会の活動方法の見直し、先ほども申しあげました違反広告物が多い地域のパトロール回数を増やすよう調整し、年間の活動回数を割り振っております。

2番目は、違反広告物抑制に係る啓発の実施、どうしても多い違反広告は分譲住宅の募集に関する矢印などの広告が多いものですから、これまた先ほども申しあげました宅建業協会に所属している会員様へ注意文の配布をお願いとかを行いまして、抑制に係る啓発を行っております。

3番目、市民ボランティアの方などの推進員の募集に係る啓発活動ということで、こういった活動をしていくには市民ボランティアの方の協力も大変助かっておりまして、必要不可欠という形になっておりますので、こういった参加を促していくために広報紙やホームページで募集を行っていますほか、市が主催している協働フェスタのイベントにおいても募集活動のほうを行っております。

4つ目、違反広告物対策の強化ですけれども、1つは違反広告物対策の強化のために、平成30年度からは掲出物件で多く見られるカラーコーンも含めて撤去をしているほか、違反の多い業者に対して電話や訪問等にて直接指導を行っております。

こちらで違反広告物撤去活動についてのご報告を終了とさせていただきます。

ありがとうございました。

**議長** ありがとうございました。

ということで、報告事項2からずっと進んでいった中で、条例の一部改正というのが報告事項2にございました。この屋外広告物条例というのは、埼玉県内の全ての市町村で定めているということでは必ずしもありませんでして、既にご承知の方も多いと思いますが、埼玉県内63の市町村がある中で、景観計画を独自に定めているのが17市ということで、その17市のうちの1つが越谷市ということになります。つまり景観計画を策定している独自市町村は17市ということですから、埼玉県内で3割に満たない。主に南部のほうに集中しているのですけれども、決して独自の景観計画を持っている市町村が多くない中で、越谷市は独自に景観計画を定めて

おりまして、それに伴って独自条例を持っているということで、越谷市自らが屋外広告物条例を運用して、また必要に応じて改正していかなければいけないというような状況になっております。

屋外広告物の自主点検については、数年前に札幌で落下事故があって、その責任問題を問うような話になって、今後どうあるべきかというようなところで、埼玉県が8都県市の集まりの場で当時の知事さんが積極的に点検を図っていこうというようなことを発議申し上げて、その当時はちょうど私は埼玉県の景観審議会の会長をやっているときで、本当に県内の屋外広告物を全部一つ一つ点検するのですかというような状況に陥りまして、さすがにそこは難しいでしょうということで、まずは安全点検をしっかりといきましょうという周知を図るところで何とか落ち着いて、一つ一つを明確に届出制みたいなことまではせず、何とか話が落ち着いたというような経緯がございます。

その流れを受けて、実は埼玉県内で独自に景観条例を持っているところが屋外広告物をそれぞれ見て回るというようなことで、2年前ですか、越谷市がたしか開催市になったというようなことで、越谷市内の屋外広告物を関係市町村のみなさんと見て回ったというようなことがあって、そのときの対応はすごくよかったという報告が県の景観審議会のほうでも上がってまいりました。

ということで、今年度の取組についてご説明があったわけでございます。

なかなか減りませんね、違反のものが、いたちごっこというようなことで。

**建築住宅課主任** そうですね。なので、最近先ほど申し上げました、例えば不動産会社が広告を出しているということは一目瞭然で分かってしまいますので、そこのお店に直接行ったりですとか、こういうのはやめてくださいというようなことをお伝えして、もうそれ以降出さなくなった業者もございます。出している業者もございますが、そういったふうに少しずつ減らしていきたいと思っております。

**議長** 本当に地道なご努力に頭が下がる思いです。ボランティアの方々には何かインセンティブとか、お礼の何か印というものはあるのでしょうか。

**建築住宅課主任** 夏になりましたら、毎年熱中症対策ということも含めまして、ドリンクのほうをお1人5本程度ですけれども、お配りさせていただいたりとか、あとは2年ごとに感謝状を贈らせていただいたりですとか、そういった形をとっております。

**議長** 感謝状は非常に大事なところだと思います。引き続きよろしく願いいたします。

## ◎報告事項に対する質疑

議長 委員の先生方から何かご質問、アドバイスはございますか。

〇〇委員 私は一応屋外広告士という資格を持ってしまして、屋外広告物の景観まちづくりにも幾つかの都市で携わっているんですけども、違反広告の是正をするときに、恐らく不動産会社などだと実際に設置している地方の拠点に指導等をされると思うんですけども、比較的有效なのは、そこを飛び越えてしまって、本社の法務部門とか、そういうところにこういう状況があるということをお伝えするとばたきと止まるということがままあります。

それから、簡易除却活動については、今これは何をやっているのかというのを市民の方にも分かってもらったほうがいいので、除却員の方にのぼりを持ってもらって、「違反広告物撤去中」というような、活動の状況を市民の方に見ていただく、これは違反なんだということを認識していただくということも効果があるということを知ったことがあります。そんなことも組み合わせながら、数が減っていくといいかなというふうに感じているところです。

議長 なるほど、風景は見えることが大事ですけども、活動も見えることが非常に大事だという、貴重なアドバイスをありがとうございます。

ほかに何かございますか。

よろしいですか。

そうしましたら、引き続き越谷市の景観行政の取組を我々一丸となって取り組んでまいりたいと思いますので、引き続きましてご尽力のほどよろしくお願いいたします。

今日は大変お忙しい中、委員の皆様方ありがとうございました。また事務局の方々、膨大な資料を作成いただきまして、また丁寧な説明をいただきましてありがとうございました。最後にお礼を述べて、事務局に進行を返したいと思います。よろしくお願いいたします。

---

## ◎閉会

事務局 ありがとうございました。

本日は、長時間にわたりまして、調査ご審議いただきまして、まことにありがとうございました。

なお、本日の委員会の会議開催結果につきましては、越谷市審議会等設置及び運営に関する要項第12条の規定に基づきまして、越谷市ホームページにて公表いたします。皆様ご了承をお願いいたします。

これにて、令和2年度第1回越谷市景観評価委員会を閉会といたします。



本日はどうもありがとうございました。

午後 4時00分 閉会